

港長公示第2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから同条第2項の規定により、公示する。

令和7年9月7日

徳山下松港長



徳山下松港第1区周南市新宮町地先海域における航泊の禁止について
(一部変更)

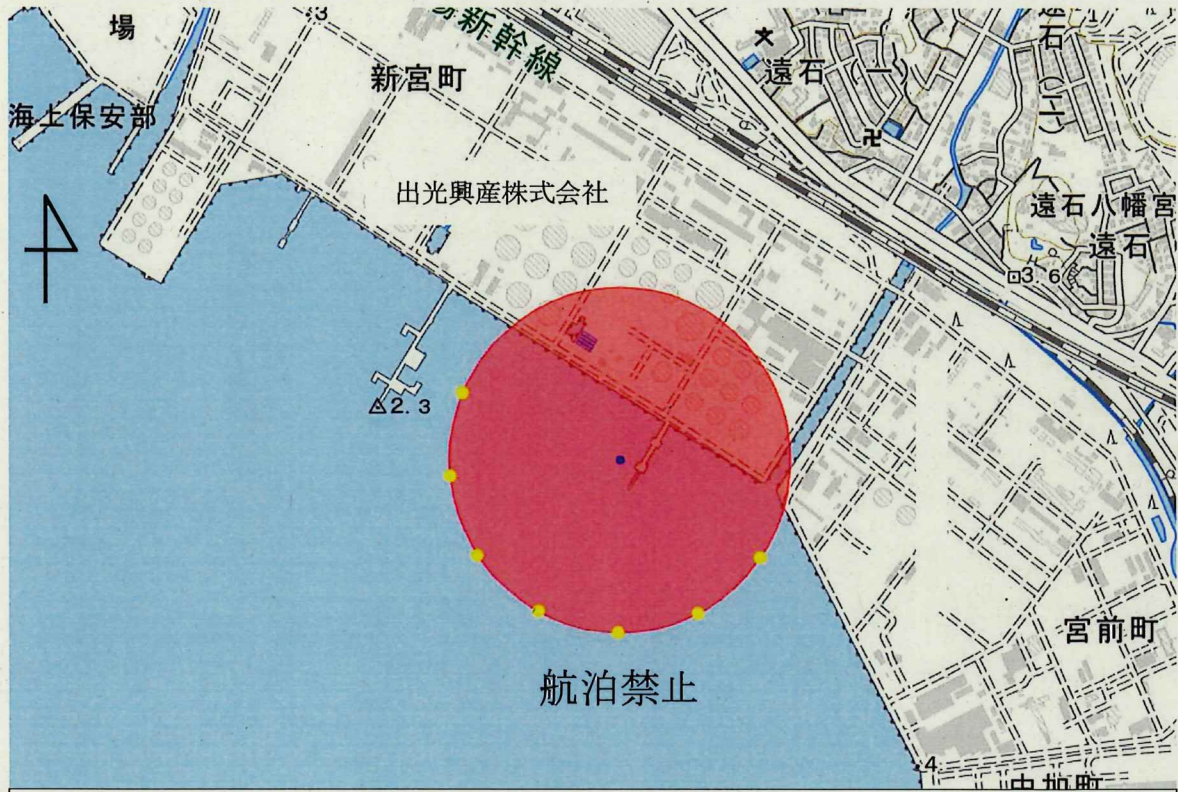
港長公示第1号(令和7年9月6日)「3 備考」を下記のとおり変更し、別図を別図のとおり変更する。

記

3 備考

区域は灯浮標(黄色4秒1閃光、灯高1.0m、光達距離4.5km)7基により示される。

令和7年9月6日午後11時00分から当分の間



北緯 34 度 02 分 9.120 秒、東経 131 度 48 分 55.799 秒を中心とした半径 300 メートルの円により囲まれる海域

区域は灯浮標（黄色 4 秒 1 閃光、灯高 1.0m、光達距離 4.5 km）7 基により示される。

海洋状況表示システム（URL: <https://www.msil.go.jp/>）を加工して作成